報告事項資料

総合教育会議資料
令和８年 11 月 25 日
教育委員会事務局学校教育室

県立高等学校生徒の自死事案について

１　事案の概要

令和８年 11 月 14 日（土)、県立高等学校の生徒（２年生・男子・16 歳）の自死事案が発生した。

２　事案把握までの経過

⑴　令和８年 11 月 14 日（土）19 時 46 分、警察署から副校長へ、当該生徒が緊急搬送されたことについて連絡があった。

⑵　令和８年 11 月 14 日（土）22 時３分頃、当該生徒の母親から副校長へ、当該生徒が亡くなったことについて連絡があり、事案を把握した。

３　事実把握後の学校と県教育委員会の対応

⑴　令和８年 11 月 16 日（月）から、県教育委員会は、スクールカウンセラーを当該校に派遣し、生徒の心のケアを行っている。

⑵　令和８年 11 月 16 日（月)、当該校において、全校生徒に本事案について説明を行った。

⑶　令和８年 11 月 16 日（月）から、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（文部科学省)」に基づき、生徒及び教職員からの聴取、学校における記録等の確認などにより、背景調査を実施している。

４　今後の対応等

⑴　自死した生徒に対するいじめについて、学校いじめ防止委員会においていじめ重大事態（第１号）※（別紙のとおり）として対応することが決定され、臨床心理士である第三者委員を含む学校いじめ調査委員会において調査を行っていたところである。現時点で本事案といじめとの因果関係は不明である。

⑵　今後の調査について、学校主体の学校いじめ調査委員会から、県教育委員会の附属機関である岩手県いじめ問題対策委員会へ切り替えて進めていく。

※　重大事態（第１号)：いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するもの

別紙

本事案に係るいじめについて

１　いじめの内容について

令和８年６月 24 日	いじめアンケートにおいて、対象生徒がからかわれているとの情報提供があった。 その後の聴き取りの結果、対象生徒への「汚い、臭い」等の発言があったことが確認された。 学校は、学校いじめ防止委員会でいじめと認知し、いじめを行った生徒に対し、保護者同席のうえ生徒指導課長説諭を行った。
７月 10 日	学校と対象生徒の保護者の面談を行った際、保護者から、昨年度から体調不良を発症、継続していること、主治医にいじめがあったと相談したところ、「学校や部活に無理に行かせない方がよい」などの助言を受けた等の話があった。
７月 15 日	当該校の学校いじめ防止委員会において、本事案をいじめ重大事態（第１号）として対応することを決定した。 その後、学校では、対象生徒の保護者の求めに応じて、席移動やいじめを行った生徒とその保護者同席による説明の場の設定を行った。

２　学校の対応状況

令和８年６月 24 日	学校いじめアンケートにおける当事者以外の記載により、本事案を把握。
６月 25 日	対象生徒、いじめを行った生徒及び関係生徒への聴き取りが終わり、概ね事実と確認された。
６月 30 日	学校いじめ防止委員会において、いじめとして認知した。
７月３・６日	いじめを行った生徒２人に対し、生徒指導課長から説諭を行った。
７月 10 日	対象生徒の両親、兄が来校した際、昨年度から体調不良を発症、継続しており、いじめ重大事態ではないかと申立があった。
７月 15 日	学校いじめ防止委員会において、本事案をいじめ重大事態（第１号）として対応することを決定した。
７月 23 日	対象生徒の両親と、いじめを行った生徒及びその保護者が面談を行い、謝罪が行われた。
11 月２日	学校いじめ調査委員会第１回を開催した。